

掲示期間 10.10 - 10.19

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原八一

新潟市条例第 67 号

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例の一部を改正する条例

新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（平成 16 年新潟市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

別表のうち 1 の表新潟市舞平清掃センター附属休憩所の項使用料の欄中「100 円」を「130 円」に、「1,000 円」を「1,300 円」に、「50 円」を「60 円」に、「500 円」を「600 円」に改め、同表新潟市亀田清掃センター附属休憩所の項使用料の欄中「200 円」を「240 円」に、「2,000 円」を「2,400 円」に、「100 円」を「120 円」に、「1,000 円」を「1,200 円」に改め、別表のうち 2 の表中「多目的ホール」を「新潟市舞平清掃センター附属休憩所多目的ホール」に、「500 円」を「650 円」に改め、同表に次のように加える。

新潟市亀田清掃センター附属休憩所 多目的ホール	1 時間につき 600 円
----------------------------	---------------

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項から第 4 項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市廃棄物処理施設附属施設条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行

うことができる。

(適用区分)

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市舞平清掃センター附属休憩所及び新潟市亀田清掃センター附属休憩所の利用につき、当該利用の許可を受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した回数券は、施行日から令和7年9月30日までの間に限り、使用することができるものとする。